

令和3年度

## 子育てのための施設等利用給付に係る申請について

子育てのための施設等利用給付の認定申請についてお知らせします。下記を参考に申請が必要となる方はお忘れのないようお願いします。

### 子育てのための施設等利用給付認定とは・・・

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う制度で、下記の施設を利用する3歳～5歳（0歳～2歳は住民非課税世帯）が対象となります。

- ①子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用する場合
- ②幼稚園の預かり保育を利用する場合
- ③認可外保育施設等を利用する場合

※対象子どもの年齢は、施設を利用する4月1日時点の年齢。幼稚園については、満3歳から対象になります。

※②、③の場合は村から「保育の必要性の認定」（就労等）を受ける必要があります。

※③の場合は、保育所等を利用できていない又はそれ相応の理由のある方が対象となります。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を対象とします。

### ～注意～

施設等利用給付を受けるためには申請が必要です。認定を受けた日からの給付になるため遡って給付することはできません。

詳しくは、村ホームページをご覧ください。

お問い合わせ：福祉課 ☎ 966-1207

## 家畜飼養定期報告書の提出について

家畜を飼養している皆さまにおかれましては、家畜伝染病予防法の規定により、毎年2月1日時点での家畜の飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告することが義務付けられていますので、ご協力をお願いします。

- 家畜1頭・家きん1羽から報告が必要となっていますので、ご注意ください。
- ペットとして飼養している場合であっても、同様に報告が必要です。



**対象家畜** 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、イノシシ、ニワトリ、あひる、うずら、きじ、だちょう、ホロホロ鳥、七面鳥

**提出書類** 1. 定期報告書（令和3年2月1日時点の家畜の基本情報）  
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況の報告書（畜種ごとに記載）

**提出期限** 4月9日（金）提出先必着

**提出方法** 郵送、FAX、窓口へ直接持参



### 提出先・お問い合わせ

沖縄県北部家畜保健衛生所  
〒905-0012 名護市名護 4606-4  
TEL：0980-52-2939  
FAX：0980-53-3311

恩納村役場 農林水産課 農林係  
〒904-0492 恩納村字恩納 2451  
TEL：966-1202  
FAX：966-2265